D_{30} ＝ 0.02165
$D_{令元}$ ＝ 0.02139
$D_{令2}$ ＝ 0.00107
$D_{令3}$ ＝ 0.00144
$D_{令4}$ ＝ 0.00345

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{17} ＝ 0.006
C_{18} ＝ 0.005
C_{19} ＝ 0.005
C_{20} ＝ 0.00528
C_{21} ＝ 0.00560
C_{22} ＝ 0.00561

算式ＸⅡ

令4　令4

D_{30} ＝ 0.02169
$D_{令元}$ ＝ 0.00064
$D_{令2}$ ＝ 0.00107
$D_{令3}$ ＝ 0.00144

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定した当該地方団体の前年度における標準財政規模

算式ＸⅠ

$$\frac{\sum_{n=17}^{22}(B_n \times C_n)}{536\text{円} \times A}$$

算式ＸⅠの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域住宅交付金交付要綱（平成 17 年国住備第 99 号）の規定に基づく事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（公営住宅建設事業及び下水道事業に地方債並びに総務大臣が指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{17} ＝ 0.006
C_{18} ＝ 0.005
C_{19} ＝ 0.005
C_{20} ＝ 0.00529
C_{21} ＝ 0.00561
C_{22} ＝ 0.00562

算式ＸⅡ

令3　令3